平成２７年（フ）第１４２号
静岡市葵区大岩町10番17号　イトウマンション202号
債務者　山田　彰三
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３号
静岡市葵区大岩町10番17号　イトウマンション202号
債務者　山田有里子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７号
静岡市葵区美川町１番１－１号、旧住所静岡市葵区唐瀬２丁目18番16号　グランノース101号
債務者　持山　清美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３号
静岡県焼津市高新田2013番地の１、旧住所静岡県焼津市高新田2171番地の１　レオパレスＳｔｒａｎｄⅠ106号室
債務者　木村　彰吾
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７２５号
東京都練馬区東大泉６丁目８―28
債務者　坂本　　寛
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９４５号
東京都大田区本羽田１丁目28―３―207
債務者　小見八千代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５０号
埼玉県三郷市鷹野４丁目107―10
債務者　五十嵐喜郷
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９９５号
東京都荒川区東尾久１丁目７－５―312
債務者　金本　龍一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１３号
横浜市港南区大久保２丁目３番12号ハイムシミズ103、住民票上の住所横浜市南区大岡２丁目13番13号　小原ビル201
債務者　加藤　　潤
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２９号
横浜市鶴見区潮田町２丁目110番地　シャトレ吉沢102
債務者　蓬莱　栄子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０４号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅７棟304号
債務者　小川　淳子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２２号
横浜市神奈川区三ツ沢中町26番50号　堤ビル201号
債務者　岡　　友美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２３号
横浜市緑区北八朔町1943番地７　ライネスハイムⅡ―202号
債務者　高島　義和
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２４号
横浜市中区竹之丸78番地10　メゾン山手202号室
債務者　林　　茂美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２５号
横浜市泉区和泉町4733番地25
債務者　友利しのぶ
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部